

湖西介護支援専門員連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、湖西介護支援専門員連絡協議会という。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員同士の連携を図り、もって利用者の自立支援を基本とした質の高い、公平、中立な介護支援の業務推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 専門的知識及び技術の向上ならびに倫理の確立に関すること。
- (2) 会員相互の交流、情報交換に関すること。
- (3) 業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 介護保険制度の円滑な運営を図るための社会資源の開発、改善及び量的な確保に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、目的に賛同する湖西圏域に住所又は勤務先を有する介護支援専門員であって、第5条の入会手続きを行った介護支援専門員をもって構成する。

(入会)

第5条 本会に入会を希望するものは、滋賀県介護支援専門員連絡協議会の入会申し込みをもって入会とする。(正会員)

また、滋賀県介護支援専門員連絡協議会に入会しないが、湖西介護支援専門員連絡協議会の目的に賛同する介護支援専門員は、所定の手続きを行った上で入会を認める。(賛助会員)

(退会)

第6条 会員は、次に掲げる場合には、本会を退会する。

- (1) 会員が退会を会長に申し出たとき。
- (2) 会員が死亡したとき。

第3章 組織

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 理事 | 7名以内 |
| (5) 監事 | 1名 |

- 2 役員は、年度末までに臨時総会において会員の中から選出する。
- 3 副会長・会計は、理事の中から互選する。
- 4 会長は原則として当協議会に所属する正会員の中から選出する。
- 5 監事は、理事を兼務することができない。
- 6 理事は旧町村地域より選出する。選出できない場合はその限りではない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、本会の会務を総括する。また、滋賀県介護支援専門員連絡協議会の役員を兼ねる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計処理をする。
- 4 理事は、本会の会務を執行する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第9条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で役員に選任された場合の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 役員が次の各号に該当する場合は、任期の途中であっても総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の疾病その他の理由により職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、会計、理事をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

(権能)

第12条 役員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

(機能)

第14条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関する事項。
- (2) 予算及び決算に関する事項。
- (3) その他、本会の運営に関する事項。

(種類及び構成)

第15条 総会は定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は毎年1回開催し、会長が招集する。

- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 役員が必要と認めた場合に開催する。
 - (2) 会員総数の4分の1以上の者から開催の請求があった場合に開催する。
(定足数及び議決要件)

第16条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 総会は出席者の過半数により議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会の議長は、総会に出席した会員の中から互選により選出する。
- 4 やむを得ず総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として、書面をもって議決を委任することができる。この場合は第1項及び第2項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入をもってまかなう。

- (1) 滋賀県介護支援専門員連絡協議会費のブロック活動費
- (2) 滋賀県介護支援専門員連絡協議会非会員であるが、湖西介護支援専門員連絡協議会の目的に賛同した会員（賛助会員）の会費（年会費1,000円とする）
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入
(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第19条 本会の収支は、その年度末に監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 規約の変更及び委任

(規約の変更)

第20条 この規約を変更するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会の協議を経て別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成14年度総会の日までとする。
- 3 この規約は、平成15年4月1日より施行する。
- 4 この規約は、平成16年4月1日より施行する。
- 5 この規約は、平成20年4月22日より施行する。
- 6 この規約は、平成24年4月20日より施行する。